

尾張旭市交通基本計画検討会議開催要綱

(目的)

第1条 尾張旭市交通基本計画（以下「交通基本計画」という。）を策定するにあたり、広く意見を求めるため尾張旭市交通基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 都市交通体系のあり方に関する事。
- (2) 都市交通の基本方針に関する事。
- (3) その他検討会議において必要と認める事項に関する事。

(構成)

第3条 検討会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 住民又は利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 鉄道事業者
- (8) 愛知運輸支局長又はその指名する者
- (9) 県の関係行政機関の職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、検討会議の構成員の中から依頼する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会議は、原則として公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 検討会議は、必要があるときは、構成員以外の者から意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、尾張旭市都市整備部都市計画課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月12日から施行する。
- 2 この要綱は、交通基本計画の策定及び公表が終了した日をもって、その効力を失う。